

## 松江市介護保険施設等指導・監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)により、松江市長が実施する「指導」及び「監査」(以下「指導等」という。)について、松江市介護保険施設等指導・監査実施要綱(以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指導等の基本的考え方)

第2条 指導等の目的である「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護保険施設等」という。)の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ること」を認識し、「指導」においては、要綱第3条に規定する指導方針に基づき、介護保険施設等の育成・支援を念頭に、集団指導で介護保険制度に関する情報提供等を行い、運営指導では運営指導及び報酬請求指導を行う。

「監査」においては、要綱第11条に規定する監査方針に基づき、利用者等からの各種情報により指定基準違反や介護報酬請求の不正等が疑われる場合等に、法における権限行使を適切に行うため、機動的な実施に留意する。

(運営指導対象の選定)

第3条 要綱第5条第2号に規定する運営指導の選定基準に基づき、次のとおり選定する。

(1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「居宅サービス事業者等」という。)

各居宅サービス事業者等に対し、概ね6年に一度の割合で実施するよう事業者を選定する。

(2) 介護保険施設のうち、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、概ね3年に一度の割合で実施し、その他の介護保険施設は概ね6年に一度の割合で実施するよう事業者を選定する。

(指導実施方法)

第4条 指導の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 集団指導は、介護保険施設等を集め、制度改正の内容、対象サービスの取扱い、介護給付費請求の内容等必要な指導内容について、講習等の方法により概ね年1回以上実施する。

(2) 運営指導は、次のア～ウの内容について、原則現地に行く。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む)に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導(ウに関するものを除く。)

## ウ 報酬請求指導

### 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

- 2 指導を実施するに当たり、市は島根県等と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導の実施に努めるものとする。

(運営指導後の過誤調整の処理)

- 第5条 要綱第10条第3項に規定する改善状況等の報告を受けるもののうち、過誤調整を要すると認められた事項について、自主的に点検させるとともに、点検の結果、過誤が確認されたときは、介護給付費の調整を行うよう指導するものとし、報告を受けた場合、その内容について当該保険者に通知するものとする。

(監査後の処理)

- 第6条 監査の結果、行政上の措置を講ずるものとなった案件については、「介護保険施設等監査管理台帳」(以下「監査管理台帳」という。)に取りまとめるものとする。

- 2 要綱第17条第4項第3号における指定の取消等を行ったときは、国民健康保険団体連合会にこの旨を通知する。

(様式等)

- 第7条 要綱第10条第3項及び第4項に規定する改善状況等の報告及び「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」の様式は、それぞれ別紙様式1及び2のとおりとする。

- 2 要綱第17条第4項各号に規定する行政上の措置に係る様式は、それぞれ別紙様式3、4及び5のとおりとする。

- 3 前条第1項に規定する監査管理台帳の様式は、別紙様式6のとおりとする。

## 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。